



2020年10月1日 No. 146 (毎月1日発行)

「信頼不能主体リスト規定」の公布

2020年9月19日、国務院の承認を得て、商務部は「信頼不能主体リスト規定」（中華人民共和国商務部令2020年第4号、以下、「規定」という。）を公布しました。商務部は、2019年5月31日時点で、信頼不能主体リスト制度を構築していく旨を発表していましたが、今回の規定により、当該商務部の方針が明確化されました。

中国政府は、本規定は特定の国又は特定の企業を対象としてはないと発表していますが、実務運用の詳細は不透明です。本規定に基づく信頼不能主体リストは、現時点ではまだ公表されていません。今回のニュースレターでは、この「規定」の内容を、日本語参照訳としてご紹介いたします。

信頼不能主体リスト規定

中華人民共和国商務部令 2020年第4号

第一条 国家主権、安全、発展利益を維持し、公平、自由な国際経済貿易秩序を維持し、中国企業、その他の組織若しくは個人の合法的な権益を保護するために、『中華人民共和国対外貿易法』、『中華人民共和国国家安全法』等の関係法律に基づき、本規定を制定した。

第二条 国は信頼不能主体リスト制度を構築して、外国主体の国際経済貿易及び関連活動における以下の行為に対し相応の措置を講じる。

(一) 中国の国家主権、安全、発展利益を害する

(二) 正常な市場取引の原則に違反して、中国企業、その他の組織若しくは個人との正常な取引を中断したり、中国企業、その他の組織若しくは個人に対し差別的な措置を講じたりして、中国企業、その他の組織若しくは個人の合法的な権益を深刻に損なう

本規定でいう外国主体には、外国企業、その他の組織若しくは個人が含まれる。

第三条 中国政府は独立自主の対外政策を堅持し、主権の相互尊重、内政への相互不干渉と平等互惠等の国際関係の基本ルールを堅持し、一国主義や保護主義に反対し、国家の核心利益を断固として維持し、多国間貿易体制の維持、開放型世界経済の建設を推進する。

第四条 国は中央国家機関の関連部門が参加する業務機構（以下、「業務機構」という。）を設置し、信頼不能主体リスト制度の実施の責任を負う。業務機構の事務所は国務院の商務主管部門に設置される。

第五条 業務機構は職権又は関係方面の提案、通報に基づき、関係外国主体の行為を調査するかどうかを決定する。調査を決定した場合は、それを公告する。

第六条 業務機構は関係外国主体に関する行為を調査し、関係当事者からの聴取、関係書類、資料の閲覧又は複製及びその他の必要な方式を取ることができる。調査期間中、関係外国主体は陳述、弁明することができる。

業務機構は実情に応じて調査の中止又は終了を決定することができる。調査中止を決定する根拠となる事実が大きく変化した場合、調査を再開することができる。

第七条 業務機構は調査結果に基づき、以下の要素を総合的に考慮して、関係外国主体を信頼不能主体リストに入れるかどうかを決め、公告する。

(一) 中国の国家主権、安全、発展利益に対する危害の程度



- (二) 中国企業、その他の組織若しくは個人の合法的権益に対する損害の程度
- (三) 国際共通の経済貿易規則に適合しているかどうか
- (四) その他の考慮すべき要素

第八条 関係外国主体の行為に対して事実が明確である場合、業務機構は直接、本規定の第七条に規定された要素を総合的に考慮して、信頼不能主体リストに追加するかどうかの決定を下すことができる。追加することを決めた場合は、公告する。

第九条 関係外国主体の信頼不能主体リストへの追加に関する公告では、当該外国主体との取引のリスクを提示することができ、且つ実情に応じて、当該外国主体がその行為を是正する期限を明確にすることができる。

第十条 信頼不能主体リストに追加された外国主体に対して、業務機構は実情に応じて、以下の1つ又は複数の措置（以下、「処理措置」という。）を講じることを決定し、それを公告することができる。

- (一) 中国と関係する輸出入活動に従事することを制限又は禁止する
- (二) 中国国内への投資を制限又は禁止する
- (三) その関係者、交通手段等の入国を制限又は禁止する
- (四) その関係者の中国国内での就労許可、滞在若しくは居留資格を制限又は取り消す
- (五) 情状の軽重に応じて相応の金額の罰金を科す
- (六) その他必要な措置

前項に規定された処理措置は、関係部門が職責分担に従って法に基づいて実施し、その他の関係機関と個人はそれに協力して実施しなければならない。

第十一条 関係外国主体の信頼不能主体リストへの追加に関する公告において、外国主体の是正期限を明確にする場合、是正期限内においては本規定の第十条に規定された処理措置を実施しない。関係外国主体が期限を過ぎてその行為を是正しない場合、本規定の第十条の規定に従って処理措置を実施する。

第十二条 関係外国主体が中国と関係する輸出入活動に従事することを制限又は禁止され、中国企業、その他の組織若しくは個人は特別な状況下で当該外国主体と取引する必要がある場合、業務機構の事務所に申請しなければならず、同意を得た上で当該外国主体とその取引を行うことができる。

第十三条 業務機構は実情に応じて、関係外国主体を信頼不能主体リストから除外することを決定できる。関係外国主体が公告で明確にされている是正期限内にその行為を是正し、且つ行為による悪影響を排除する措置を講じる場合、業務機構は決定を下し、信頼不能主体リストから除外しなければならない。

関係外国主体については、信頼不能主体リストからの除外を申請することができる。業務機構は、実情に応じて除外するかどうかを決定する。

関係外国主体を信頼不能主体リストから除外することを決定する場合、それを公告しなければならない。公告が発表された日から、本規定の第十条の規定に従って適用した処理措置の実施を中止する。

第十四条 本規定は公布の日から施行する。



<日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語と日本語の表現の相違等から日本語翻訳の内容に誤解が生じる恐れがあります。中国語原文との間に解釈の相違がある場合、中国語原文を依拠としてくださいますようお願いいたします。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黄浦區茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	深セン分公司 深圳市福田區深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com

広州分公司 2020年12月 開設予定

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。